

# 平成30・31年度 新上五島町入札参加資格審査申請書提出要領 (物品調達、役務の提供) (町内・町外業者)

平成30・31年度に新上五島町が発注する物品の製造、販売並びに買受け及び借入れ（以下「物品調達」という。）並びに建設工事関係業務委託以外の業務委託（以下「役務の提供」という。）に関する競争入札（随意契約を含む。）に参加を希望する者は、下記の要領により競争入札参加資格審査申請書（以下「指名願い」という。）を提出してください。

平成29年11月24日  
新上五島町財政課

記

## 《提出要領》

### 1. 申請書提出の資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は申請書を提出することはできません。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。  
一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  
三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者  
2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
～略～

#### (2) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

#### (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる次のいずれかに該当する者

① 会社法第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされている者

② 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行なっている者

(ただし、更正開始の決定を受けた者を除く。)

③ 破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立てを行なっている者

④ 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ただし、再生開始の決定を受けた者を除く。)

⑤ 前各号以外で経営状況が不健全であると認められる者（不渡り、金融機関取引停止等）

#### (4) 申請書に係る重要な事項について、虚偽の記載をし、または重要な事実について記載しなかった者

#### (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらの威力を利用する者

#### (6) 国税並びに都道府県税及び市区町村税に未納がある者

## 2. 受付区分

本町の指名願いは有効期間を2年間としているため、受付区分が2年に1回実施する「**定期受付**」と「**随時受付**」の2つに分類されます。ただし、随時受付での登録には一定の期間を要します。

<受付期間>

| 提出区分 | 受付開始日      | 受付終了日      |
|------|------------|------------|
| 定期受付 | 平成29年12月1日 | 平成30年1月31日 |
| 随時受付 | 平成30年2月1日  | 平成32年3月31日 |

(注1) 土日祝日、年末年始等の役場閉庁日を除きます。

## 3. 提出書類

詳細については別表第1提出書類等一覧表を参照ください。証明書等はすべて写しで可とします。

なお、様式は町独自様式を使用してください。

- ① 物品調達・役務の提供等競争入札参加資格審査申請書・・・(様式第1号)
- ② 委任状・・・(様式第2号) ※必要に応じて提出
- ③ 入札参加希望品目一覧表・・・(町内業者=様式第3-1号、町外業者=様式第3-2号)
- ④ 営業に必要な許認可及び資格等の写しを添付してください。
- ⑤ 納税証明書  
・税に未納がない旨の証明 (発行から3箇月以内のものに限る)

|       | 町外業者         |              | 町内業者 | 備 考                                    |
|-------|--------------|--------------|------|--|
|       | 主たる事業所で申請する者 | 権限を支店等に委任する者 |      |  |
| 国 税   | 要            |              | 不要   | 法人=納税証明書(様式その3の3)<br>個人=納税証明書(様式その3の2) |
| 都道府県税 | 要            | 要(※)         | 不要   |  |
| 市町村税  | 要            | 要(※)         | 要    |  |

(※) 支店等を所管する自治体が証明するものとする。

## 4. 提出方法

- (1) 受付時間  
午前8時30分 から 午後5時15分 まで (ただし、12:00から13:00までを除く。)
- (2) 提出先 (お問い合わせ先)  
〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1  
新上五島町役場 財政課監理班  
電 話 (代)0959-53-1111 (内線 234)  
ファックス 0959-53-1100
- (3) 提出方法・・・**持参又は郵送**

(4) 提出部数・・・1部

- ① 受付確認を必要とする者は、必ず事業所独自の受付様式（はがき又は書類によること。）を作成し、申請書と一緒に提出してください。

返信用のはがき及び封筒には、返信先の郵便番号、住所及び宛名を明記してください。また、封筒には切手を貼付してください。

② はがき、封筒について

郵便はがき  
□□□-□□□□  
〇〇市〇〇町〇番地〇  
(株)〇〇建設 **御中**

(注意)

・返信用封筒の場合は、所要額の切手を貼付し、  
**事業所独自の受付表を同封**してください。

・はがき裏面は、事業所独自の受付様式を印刷する以外は白紙のまま同封してください。(受付印を押印して返信します。)

・宛名は事業所宛の場合は「〇〇〇〇**御中**」、個人宛の場合は「〇〇〇〇**様**」と記載してください。

(訂正する手間を省くためにご協力をお願いします。)

- (5) 提出書類一式を別表第1提出書類等一覧表の番号順に上から並べて提出してください。

(注1) ファイルや綴じたり、穴あけ等は不要です。

(注2) A4横の様式はA4縦の左側を上にして並べてください。

(6) 有効期間

| 受付区分 | 期間開始      | 期間終了       |
|------|-----------|------------|
| 定期受付 | 平成30年4月1日 | 平成32年3月31日 |
| 随時受付 | 登録日       |            |

※随時受付での登録には一定の期間を要します。

## 5. その他

- ① 発注予定一覧表（別紙参照）に記載するものは、必ずしも町内及び町外業者を限定して指名対象としているものではありません（町内、町外の業者と混合となる場合もあります。）。また、入札参加を志望した者すべてが指名されるというものでもありません。
- ② 発注予定一覧表に記載するものが、必ずしも実施されるとは限りません。また、その内容は、予告なしで内容を変更する場合があります。
- ③ 町が発注する物品調達及び役務の提供等で、見積書の徴取を省略できる契約（予定価格が10万円以下）に該当する場合又は業務内容により、当該申請書を提出していない者を任意に選定し、発注する場合があります。
- ④ 申請後に登録内容の変更が生じた場合、下記様式により必ず届け出を行なってください。  
**入札参加資格変更届（様式第4号）**
- ⑤ その他入札及び契約に関しては町が定める規定によるものとします。

**【別表第1】 提出書類等一覧表**

| 番号 | 提出書類                         | 様式及び添付書類等                        | 備考（発行機関等） |
|----|------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 1  | 物品調達・役務の提供等<br>競争入札参加資格審査申請書 | 様式第1号・・・町様式                      | 新上五島町     |
| 2  | 委任状<br>(対象者のみ)               | 様式第2号・・・町様式                      | 新上五島町     |
| 3  | 入札参加希望品目一覧表                  | 様式第3-1号 ⇒ 町内業者<br>様式第3-2号 ⇒ 町外業者 | 新上五島町     |
| 4  | 営業に必要な許可、登録、届出等              | 必要に応じて                           |           |
| 5  | 納税証明書                        | ≪提出要領≫3. 提出書類<br>(1) ⑤納税証明書 を参照  |           |
| 6  | 入札参加資格変更届                    | 様式第4号<br>※申請内容に変更が生じたとき提出        | 新上五島町     |

(注1) 登記簿謄本については、提出不用です。